No.	該当箇所	当協会の意見	金融庁の考え方
1	対応方針	貸金業者向けの総合的な監督指針(Ⅱ-2-10 禁止行為)では、	ご指摘の貸金業者向けの総合的な監督指針の規定は、顧客保護
	第2 障害を理由とす	「資金需要者等が身体的・精神的な障害等により契約の内容が理	の観点から、顧客が契約の内容を理解することが困難であること
	る不当な差別的取扱い	解困難なことを認識しながら、契約を締結すること」を不正また	を認識しながら、契約を締結することを禁止している趣旨であ
	及び合理的配慮の基本	は不当な行為として禁止している。これは、本件対応指針にて障	り、そのような場合に顧客との契約締結を控えることは、そもそ
	的な考え方	害を理由とする不当な差別的取扱いとして定める「正当な理由な	も障害を理由とした不当な差別的取扱いに該当しないと考えら
	1 障害を理由とする	く、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否す	れます。ただし、たとえば、障害者の家族や介助者等のコミュニ
	不当な差別的取扱い	る」の「正当な理由」になりえるか。	ケーションを支援する者が存する場合に当該支援者を通じて本
	(1) 障害を理由とす		人に契約内容を理解してもらう等、顧客に契約内容を理解しても
	る不当な差別的取扱い		らうための努力をすることなく、単に障害を理由として拒否する
	の基本的な考え方		ような場合は不当な差別的取扱いとなりうるものと考えます。
	(別紙)	「書類の内容や取引の性質等に照らして特段の問題が無いと	借入申込書のように顧客の支払義務の前提となる書類の場合
2	障害を理由とする不当	認められる場合に、自筆が困難な障害者からの要望を受けて、本	には、より慎重に顧客の意思確認を行う必要があると考えられ、
	な差別的取扱い及び合	人の意思確認を適切に実施したうえで、代筆対応する。」とある	障害者の家族等の同席の下で作成されるのが一般的であると思
	理的配慮の具体例	が、貸金業者向けの総合的な監督指針(Ⅱ-2-13-1 返済能力調査)	われますが、顧客の借入の意思を適切に確認することができる場
	2 合理的配慮の具体	では、「借入申込書に借入希望額、既往借入額、年収額等の項目	合には、代筆対応を取ることも認められるものと考えます。代筆
	例〔意思疎通の配慮の	を顧客自身に記入させること等により、顧客の借入の意思を確	者の資格や意思確認の方法等について、統一的な条件などはあり
	具体例〕	認」することとされている。この場合においても、前述した対応	ませんが、借入意思の確認等において、慎重に対応することが必
		指針の代筆対応に係る要件を満たした場合は、代筆対応が認めら	要と考えます。
		れると解してよいか。また、代筆対応が認められる場合に満たす	
		べき条件等はあるか。(代筆者の資格、意思確認の方法等)	